別記

御通知致します、昨十一日代表者から七月上半期給料は當然支払を受けるべきものであると云ふ御主張を承りましたが會社は度々の掲示などで御知らせしました通り六月二十六日迄の分以外は御支払ひ致しません、一体従業員が會社の應じられぬ要求をして仕事をしなかつたり又は従業員が仕事をしない為めに休場したりするのに日給を支払はねばならぬとせば會社の營業は成り立つものではありませんので既往にもそう定めてありますから代表者各位にも篤と此事を申上げて置きましたから已に御承知の事とは思ひますが念の為め